

鎌倉市農業委員会 令和 6 年度 第 4 回総会 次第	
日 時	令和 6 年 (2024 年) 7 月 25 日 (木) 15 時 30 分開会
場 所	鎌倉市役所 本庁舎 4 階 402 会議室
委員名	1 番 関根豊、2 番 石原秀雄、3 番 小島信行、4 番 小泉紀久夫、 5 番 小川和己、6 番 落合るみこ、7 番 和田雅裕、 8 番 二之宮智和、9 番 三橋猛、10 番 飯田亜希子、 11 番 郷原均、12 番 市川幸子、13 番 平井保男 以上 13 名
事務局出席者	太田事務局長・秋山事務局長補佐・神保主事・植竹事務職員
欠席委員	なし
議長(平井会長)	定刻になりました。 総会を開会する前に農業委員 1 名が新たに選出されましたので事務局より報告をお願いします。
事務局(太田局長)	令和 6 年 (2024 年) 7 月 16 日付けで、農業委員 1 名が新たに選出されましたので、報告します。 議席番号 3 番 小島委員です。 小島委員 挨拶をお願いします。
小島委員	着任挨拶
事務局(太田局長)	以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	それでは、只今から総会を開会いたします。
議長(平井会長)	本日の議事録署名委員と、現況証明委員を指名いたします。 議事録署名委員については、2 番 石原委員 3 番 小島委員に お願いします。 次回の現況証明委員については、10 番 飯田委員、11 番 郷原 委員にお願いします。
議長(平井会長)	次に、日程 第 1、報告 第 9 号、農地法 第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1 件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第 1、報告第 9 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理の決定に関する専決処分について、以降は着席してご報告します。 本報告は、相続等により、農地の権利を取得した者が行う届出について、6 月 11 日から 7 月 10 日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 それでは、報告に移ります。 資料につきましては、送付資料の 1 ページの番号 1 と、2 ページの整理番号 1 の案内図をご覧ください。対象地の地番、面積等は報告書に記載のとおりです。 本件は、令和 5 年 10 月 30 日に相続により届出者が所有権を取得し、令和 6 年 7 月 2 日に専決処分いたしました。

	以上1件、賃貸借関係はありません。以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第2、報告 第10号、農地法 第4条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第2、報告第10号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地所有者が農地を転用する際に行う農地法第4条の届出について、6月11日から7月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の3～4ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 3ページの番号1と、4ページの <u>整理番号1</u> の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年8月1日に専用住宅へ転用のため、令和6年6月25日に専決処分いたしました。 以上1件、賃貸借関係はありません。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第3、報告 第11号、農地法 第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分の報告について、2件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第3、報告第11号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の決定に関する専決処分について、ご報告します。 本報告は、土地の売買や、賃借を伴う農地転用の際に行う農地法第5条の届出について、6月11日から7月10日までに受理し、処理した案件について報告するものです。 資料につきましては、送付資料の5～7ページをご覧ください。 それでは、報告に移ります。 5ページの番号1と、6ページの <u>整理番号1</u> の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年8月1日に専用道路へ転用のため、令和6年6

	月26日に専決処分いたしました。 続きまして5ページの番号2と、7ページの<u>整理番号2</u>の案内図をご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 本件は、令和6年9月1日に専用住宅へ転用のため、令和6年7月12日に専決処分いたしました。 以上2件、賃貸借関係はありません。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第4、報告 第12号、農地法 第18条 第6項の規定による合意解約通知について(賃貸借)、1件、報告いたします。 事務局から報告をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程第4、報告第12号、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について、ご報告します。 資料につきましては、送付資料の8～9ページをご覧ください。 対象地の地番、面積等はそれぞれ報告書に記載のとおりです。 それでは、報告に移ります。 農地法第18条第1項では、農用地利用集積計画により農地の賃貸借をした当事者は、知事の許可を受けなければ賃貸借の解除ができないとされていますが、ただし書きにより、例外的に賃借権の解除ができる場合について定められています。本件は、この例外規定、同条同項第2号「合意による解約が、その解約によって農地若しくは採草放牧地を引き渡すこととなる期限前六月以内に成立した合意でその旨が書面において明らかであるものに基づいて行われる場合」に当てはまるため、賃借権の解除がなされたものです。 また農地法施行規則により、この例外規定による解約成立後は30日以内に農業委員会に通知することとなっており、本件は、この合意解約に基づく通知としてなされたものです。 なお、当該土地は、現在、賃借人の候補を模索しており、再賃貸借権設定については未定です。 以上で報告を終わります。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご質問が無いようですので、次に移らせていただきます。
議長(平井会長)	次に、日程 第5、議案 第9号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について(一括方式)、上程いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局(秋山補佐)	議長。日程 第5、議案 第9号、農業経営基盤強化促進法に基づ

	く農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。 お手元の送付資料 10 ページの議案書、11 ページの議案第 9 号参考資料①及び 12 ページの参考資料②、13 ページの参考資料③をご覧ください。 本件は、記載の内容について、市長から農業経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 本件は、土地所有者から農業会議へ農地を貸し出し、農業会議から転借人に農地を貸し出すものです。 参考資料の太枠内の土地が本件の対象地となります。 農業会議から転借人への貸し借りについては、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 3 項に基づく神奈川県知事の同意を得ており、その後農業会議の同意を経て市にその旨通知があったため、一連の貸し借りを本利用集積計画にて一括でお諮りしています。 期間は令和 6 年 8 月 1 日から令和 11 年 7 月 31 日までの 5 年間で、賃貸借により耕作するものです。賃借料は 1 平方メートル当たり 24 円で、6 筆を合わせて年間 37,300 円となっています。転借人の農作業従事見込み日数は年 300 日、法人の代表取締役兼構成員として 1 名で営農するとのこと。 なお、対象地については、継続の貸し借りです。 以上で説明を終わります。
議長(平井会長)	次に、現況証明委員の市川委員から補足説明をお願いします。
12 番(市川委員)	議長。12 番。7 月 18 日(木) 午前 9 時 30 分より、平井会長と共に、現地調査を行いましたので、報告します。 対象地の現在の状況を確認したところ、枝豆、里芋が作付けされておりました。 今後も地域との調和を図り、効率的で安定的な農業経営に支障を及ぼさないと判断されるため、特段の問題はないものと思われます。 以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問はございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、採決したいと思います が、ご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声)
議長(平井会長)	ご異議が無いようですので、採決いたします。 議案 第 9 号に賛成の方は、挙手をお願いいたします。
事務局(太田局長)	総員挙手。
議長(平井会長)	総員の賛成をもちまして、議案第 9 号は承認されました。
議長(平井会長)	次に、日程第 6、その他、諸般の報告について、7 件、報告いたします。事務局から報告をお願いします。

議長。日程 第6、その他、諸般の報告について、7件、報告いたします。

諸般の報告1、農地パトロールについて、ご報告いたします。

農地パトロール実施計画に基づき、農業振興地域内における農地法違反地の現在の状況を確認するため、次回の農地パトロールを9月に、農業委員3名、農業委員会事務局2名、市の開発審査課職員2名、同じく都市調整課職員1名、横須賀三浦地域県政総合センター職員1名の合計9名で実施予定です。

対象の委員は、13番 平井委員、1番 関根委員、2番 石原委員にお願いします。

日程は、9月11日(水)9時30分からを予定しております。なお、実施の通知につきましては、本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。

ご協力よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告2、遊休農地解消対策実践活動について、ご報告します。

7月9日(火)に関谷の圃場にて草刈り、7月22日(月)に冬瓜、バターナッツ、ガボチャの収穫を三菱電機株式会社と協働で実践活動を行いました。

作業に御協力いただいた和田委員、ありがとうございます。

今回は、8月7日(水)に、草刈作業を行う予定です。

Bグループの皆様(平井委員、飯田委員、小川委員)は、ご協力の程、よろしくお願いいたします。本日対象委員の机上に配布させていただきましたので、ご確認ください。

当日は関谷の圃場に午前9時30分現地集合で、11時30分頃までの2時間の作業としたいと思います。

なお、小泉委員につきましては、別日で耕うん作業の実施をお願いします。

当日が雨天の場合は、14日(水)に延期とします。

当日都合がつかない方は、他のグループの委員と調整の上、必ず代わりの方を立てていただくよう、よろしくお願いいたします。

次に、諸般の報告3、農産物品評会、秋の収穫まつりについて報告します。

農産物品評会は 収穫まつりに先立ち、11月23日(土)午後1時から午後3時まで、山崎浄化センターにて 行われる予定です。

収穫まつりは 品評会の翌日、11月24日(日)に 同所、山崎浄化センターにて 午前10時から 午後1時まで開催予定です。

令和5年度の農産物品評会の総出品点数は、120点の出品となりました。出品数については年々減少傾向となっていますので、農業委員の皆様におかれましても出品していただくよう、ご協力をお願いいたします。

次に、諸般の報告4、令和6年度公務災害補償制度の加入(継続)

	について報告します。 公益社団法人神奈川県農業会議会長から標記の件について通知があり、令和5年度公務災害補償制度（令和5年10月1日～1年間）について農業委員13名全員が加入していることから、令和6年度についても引き続き加入するため、被保険者名簿を提出させていただきます。振込については親睦会費から振込します。 次に、諸般の報告5、相続登記の義務化について報告します。 令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。 相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から、3年以内に相続登記をすることが法律上の義務となり、法務局に申請する必要があります。 次に、諸般の報告6、農業者年金について報告します。 令和6年度の農業者年金加入者の目標数は、1名です。 現時点で、新規加入実績なしの状況です。若い農業者及び女性農業者含め、加入促進にご協力をお願いします。 農業者年金に申し込み等を検討している方がいましたら、農業委員会事務局までご連絡をお願いいたします。 次に、諸般の報告7、次回の総会は、8月27日（火）午後3時30分からで、会場は鎌倉市役所 本庁舎4階 402会議室になります。 諸般の報告は、以上です。
議長(平井会長)	何か、ご意見、ご質問は ございませんか。
	(「なし」の声)
議長(平井会長)	ご意見、ご質問が無いようですので、以上をもちまして、令和6年度第4回総会を閉会いたします。 ありがとうございました。
会 長 平井 保男	
議事録署名委員 2番 石原 秀雄	
議事録署名委員 3番 小島 信行	